

	案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (千円)	随意契約理由	根拠法令	問合先(直通TEL)
1	須磨海岸における仮設利便施設の設置等業務委託	2025年4月1日	富士産業(株)	50,842	本業務は、令和2年度より神戸市が所有する仮設利便施設の設置・保守・メンテナンス・保管を委託する業務である。 冬期、仮設利便施設は、受託事業者の倉庫に管理保管しているため、他事業者が受託すると、仮設利便施設の構造・設備等の故障に関する責任の所在が不明確になる恐れがあり、もし不具合等が発生した場合、修理・修繕が難しくなる可能性がある。 なお、受託事業者は、プレハブ製造メーカーでもあり、専用倉庫も保有し適切な管理・保管が可能である。また、自社設計・製造した製品であることから、メンテナンス面においても、迅速な修理・修繕、設置・撤去を行うことができるため。	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号	海岸防災課 (595-6322)
2	須磨海岸安全対策事業に係る業務委託	2025年4月1日	須磨ヨットハーバー運営共同事業体	75,693	本事業は、その対策をより効果的に発揮するために、関係機関（海上保安庁、須磨警察署、漁業者等）との連携調整を行い、天候や潮流等の須磨海岸の特性を熟知したうえで作業を行うなど、経験・実績・現場判断を必要とする。 須磨ヨットハーバー運営共同事業体は、須磨ヨットハーバーの指定管理者であり、須磨海岸の隣接地に拠点を有し、迅速な対応が可能であり、他に履行可能な者はいないことから、当業務を担うのは、須磨ヨットハーバー運営共同事業体のみであるため。	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号	海岸防災課 (595-6322)
3	須磨海水浴場事故防止及び救援活動業務	2025年4月1日	特定非営利活動法人 神戸ライフセービングクラブ	11,593	本業務は、夏の海水浴場開設期間中の遊泳者及び海岸利用者の水難事故防止のための監視・注意及び救護活動を行う。 日本ライフセービング協会（JLA）に属し、JLA認定のライフセーバーの有資格者を有しており、須磨海岸の地理特性を深く理解している団体は、神戸ライフセービングクラブに限られるため。	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号	海岸防災課 (595-6322)
4	神戸港港湾統計調査事務一部委託	2025年4月1日	兵庫県港運協会	2,323	港湾統計は全数調査を目的としており、外貿在来貨物のうち検数協会で検数しなかった貨物、及び検数協会で把握できない詳細情報の収集をもれなく正確迅速に行うことができるは、神戸港の港運事業者の取りまとめを行っている兵庫県港運協会のみであるため。	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号	港湾計画課 (595-6291)
5	船舶運航管理業務	2025年4月1日	(株)東洋信号通信社	97,090	「こうべポートラジオ」の運営と「船舶動静把握及び運航調整業務」は、入出港船に関する情報収集、動静把握、通信及び運航調整を一元的に行うことによって、船舶の航行安全に寄与し、効率的な港湾管理・運営を支援するという、重要かつ特殊な業務である。 受託者は、業務内容を包括して遂行するために必要なレーダー及びカメラ等の資機材や通信設備を有する事業者でなければならず、さらに船舶通信に必要な国際無線従事者や船舶・港湾運送等の用語を理解する専門的な知識・技能を有し、適切かつ的確に運用できる人材が確保されていることが求められる。 (株)東洋信号通信社は、全国のポートラジオのうち28局の運営に携わっている。神戸港では、1965年の「神戸VHF海岸局」開局以来、同業務を受託しており、十分な実績がある。また、大阪湾内で開局しているポートラジオ4局すべてにおいて業務を受託(神戸市、兵庫県、大阪市、大阪府)し、無線設備を共有することで効率的な運営を行っているだけでなく、船舶管理システムの共通化により、湾内における各港の情報を連携させながら業務を行っている。本業務を遂行するための設備、技術、経験があり、高度な水準で実施できる事業者は他にはない。	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号	海務課 (272-1611)
6	メリケンパーク（国有地）内施設の維持管理に関する委託	2025年4月1日	神戸港“U”パークマネジメント共同事業体	18,699	神戸港ウォーターフロントエリア（メリケンパーク～ハーバーランド広場）は平成31年4月1日より指定管理者制度を導入しており、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで第2期指定期間としている。なお、指定管理の対象エリアに国有港湾施設が含まれており、国土交通省の方針により、国有港湾施設を指定管理できないことになっているため、国有港湾施設の維持管理者を別に選定する必要があるが、選定にあたっては、エリア全体と同一事業者が一体的に管理することで円滑かつ安価に業務を行うことができると考えられることから、神戸港“U”パークマネジメント共同事業体が唯一の事業である。	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号	経営課 (595-6278)
7	神戸港水門・陸閘等監視制御システム保守業務に係る委託契約	2025年4月1日	NTT西日本（株）兵庫支店	4,877	本システムは、津波・高潮に備え、遠隔で鉄扉等の閉鎖や監視を行うもので、市民の安全を守るためにシステム障害の発生を未然に防ぐ必要があり、仮に障害が発生した場合には、迅速かつ確実に復旧させる必要がある。 本業務委託先は、過年度に神戸港水門・陸閘等監視制御システムの設計及び構築を実施しており、システムの詳細を熟知している。以上により、本業務の確実な履行のためには、本業務委託先以外に適切な者は考えられない。	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	海岸防災課 (595-6326)
8	神戸港港湾連用地の滞納賃貸借料等にかかる収納業務委託	2025年4月1日	弁護士法人ライズ総合法律事務所	2,500 (上限)	令和5年度（初年度）公募時の「公募型プロポーザル募集要領」において、『この契約は、本件に関する予算が成立し、かつ神戸市と受託者の合意があった場合に、最大2回を限度に契約の更新が可能とする。』と規定していることを踏まえて、令和7年度の事業の実施について検討を行った。現受託者が継続を希望していること、本市において賃借人による滞納の発生が継続しており、令和7年度にも滞納の発生が見込まれること、債権回収業務においては債務者との信頼関係の構築が重要であり、頻繁な事業者変更が望ましくないこと、現受託者が未収債権の回収で高い実績を残していること等から、要領で規定している範囲であり継続が最適であると考えられるため。	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号	経営課 (595-6279)
9	中突堤移動式保安柵設置等業務	2025年4月1日	早駒運輸（株）	2,001	中突堤周辺には作業を委託できる別の事業所が近隣に存在しないこと、天候等による船舶の出入港情報の変更など刻々と変化する状況の下、荷主や船社代理店等からの情報を正確に把握し、緊急時の対処も含め、柔軟で迅速な人的対応が求められることを考慮し、中突堤基部に本社のある受託者が本契約を確実に履行できる唯一の企業であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号	海岸防災課 (595-6326)
10	ハーバーハイウェイETC保守業務	2025年4月1日	高速道路トールテクノロジー(株)	148,148	本業務は、港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）に設置するETC機器の保守点検を行うことにより、常に正常な状態に管理・保守するとともに、障害発生時の早期復旧を目的とした緊急対応を行うものである。左記事業者は、本市がNEXCO西日本(株)と締結した「港湾幹線道路における有料道路自動料金収受システムの共通利用に伴う通行料金の精算方法等に関する細目協定」で定めた料金収受機械の保守整備業務も請け負っている。ETC機器と料金収受機械は、システム内において一體的に機能する機器であり、ETC機器の保守および緊急対応についても料金収受機械と同一事業者に実施されることで、システムとしての性能を担保する必要がある。左記事業者は、ETC機器の保守点検に関する専門的な知識や技術および他の道路公社等での保守点検実績があるなど豊富な知識と経験を有しており、本業務を確実に履行できる唯一の事業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号	工務課 (595-6319)
11	神戸空港海上アクセスターミナル船客待合所、物揚場、巡回点検業務	2025年4月1日	(株)こうべ未来都市機構	23,130	(株)こうべ未来都市機構は、平成25年10月1日から海上アクセス(株)を吸収合併するとともに一切の業務を引き継ぎ、「神戸－関空ペイシャトルの運航」、「神戸空港海上アクセスターミナルビルの運営」、「神戸空港西緑地での利用者向け駐車場の運営」など、旅客への快適なサービスを行うため、「24時間の警備」、「巡回点検」、「運航時間帯における清掃」を自らが実施している。一方、本市は、ペイシャトルターミナル周辺の「緑地」、「物揚場」のほか、同社が所有するターミナルビルの1階を「船客待合所」として賃借しており、公共施設管理者として「巡回点検」、「小修繕」、「待合所の清掃、高潮位・台風等による物揚場への打ち揚げゴミの除去」など、運行管理と一体となった対応が必要である。また、ターミナルビルは防災拠点施設としての機能を有し、(株)こうべ未来都市機構海上アクセサ事業部が事務所を構え社員等が常駐しており、本市が日常管理すべき施設の警備、巡回点検、小修繕、清掃に加え、異常気象・災害発生時、旅客の海への転落事故、急病人発生時などにおける臨機応変な対応を迅速、的確に行うことができ、配置人員、勤務時間の縮減による経費の削減を図り、効率的な業務履行が可能である。これらの理由により、(株)こうべ未来都市機構は、本業務を安全・確実、かつ効果的・効率的に実施できる唯一の機関である。	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号	神戸港管理事務所 (304-2503)

	案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (千円)	随意契約理由	根拠法令	問合先(直通TEL)
12	海面清掃等業務委託	2025年4月1日	(一社) 神戸清港会	83,457	(一社) 神戸清港会は、神戸港内の海面清掃作業やごみの不法投棄防止事業等を実施するために、関係官公署及び港湾事業者関係社により昭和14年に設立された団体であり、現在神戸港において、神戸市港湾局をはじめ官公署（税関、海上保安本部、消防署等）や港湾事業者等350団体を会員とし、日々会員ごみの収集や不法投棄物の撤去、あるいは不法投棄防止等の啓蒙・啓発活動を行っている。海面清掃は、季節によってごみが集まる場所に変動があり、また内・外航船、はしけ、フェリー等、多くの船が行き交う中、安全に巡回・清掃作業を行うには港内の状況を熟知しておく必要がある。回収した塵芥類についても分別、水切り、さらに流木等についてはせん断・破碎等を行ってから処分場に運搬する必要があるため敷地の確保やクレーン等の設備も必要となってくる。また、水深の浅いところや清掃船が入り込めない場所では、海面清掃作業と連携して陸上からの回収作業も行う。ソーラスフェンス内の岸壁や臨港地区内の港湾事業者が集積する一部道路の清掃作業についても、沿岸荷役作業や大型車両の運行の支障とならないよう事業者ごとの調整を行う必要がある。以上のとおり、神戸清港会の設立趣旨、長年の作業実績に基づく信頼度、安全度、熟知度や事業者との調整能力の観点から、本業務を実施できるのは、神戸清港会しかない。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	神戸港管理事務所 (304-2500)
13	港湾労働者休憩所運営業務	2025年4月1日	(一財) 神戸港湾福利厚生協会	10,047	(一財) 神戸港湾福利厚生協会（以下「福利厚生協会」という。）は、港湾労働者の食堂・喫茶事業、宿泊施設の提供を県市指導のもと独自に行い、港湾労働者への福利厚生に実績をあげてきている。加えて、福利厚生協会の運営には港湾事業者が関わっており、港湾労働事業を熟知しており、港湾労働者へのきめ細かいサービスの提供が可能な団体である。 港湾労働者休憩所は荷役作業に合わせ、日曜祭日を除く平日、早朝から施設の管理、湯茶の提供等を行っており、福利厚生協会が行っている食堂・喫茶業務と併せ一体的に行うことで、施設の維持管理事業を効率よく適切に遂行できるのは同協会だけである。同協会は、港湾労働者の福利厚生の充実や荷役作業の向上を目的に設立され、港湾労働事業を熟知していることから、その運営方針が港湾労働者休憩所の設置目的に合致しており、よりニーズに合った施策を提供していくことが期待できるとともに、港湾管理者との連携や緊急事態にも迅速に対応でき、安全に休憩所の管理運営ができる同協会に委託することが適当であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	経営企画課 (595-6268)
14	神戸港公共バース監視設備保守点検等業務	2025年4月1日	エクシオグループ(株)	21,230	エクシオグループ（株）は、本監視設備の設置会社であり、システムを構築した事業者である。当該システムは、左記事業者製のため、他社では保守が出来ず、また本監視設備はSOLAS条約に基づく設備であり、埠頭保安規程による秘密の保全義務に「関係職員又は管理者の許可した者の他は、何人にも秘密保全の業務に関与させてはならない。」とうたっていることから、左記業者以外では本業務を履行出来ないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	工務課 (595-6319)
15	神戸空港島西緑地管理業務	2025年4月1日	(株)エスクリ	4,690	本業務を行うにあたっては、突発的な気象の急変等の緊急対応及び危険行為、救命行為への対応等が必要不可欠である。 (株)エスクリは、隣接地に結婚式場を運営しており、多くの従業員が常駐していることから、現場で臨機応変に対応することが可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	空港整備課 (595-6269)
16	中突堤中央ビル 専有部分の維持管理業務委託	2025年4月1日	商船三井興産(株)関西支社	5,442	本市が区分所有する中突堤中央ビルの専有部分について管理委託するものであるが、ビル全体の共用部分の管理事業者である委託先事業者が本市の専有部分の管理事業者となることで、一体管理が可能となり、対応の円滑化と迅速化、コスト削減を図ることができるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	経営課 (595-6279)
17	仮置き場管理運営業務（ストックヤード）	2025年4月1日	(一社) 阪神港海上コンテナ協会	55,536	トラック協会の海上コンテナ部会をベースに、神戸港に從事する海上コンテナ運送事業者等で組織された団体であり、神戸港の海上コンテナ物流を熟知し、関係する事業者と公正かつ円滑に連携して業務を行うことのできる唯一の団体であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	経営課 (595-6279)
18	メリケンパーク及び新港町の回遊・滞留状況の可視化支援業務	2025年4月1日	NTT西日本（株）兵庫支店	4,529	NTT西日本（株）兵庫支店は、ウォーターフロントエリアを中心に入流量の変化を収集し、分析・可視化することでエリア全体の流動性の向上、地域活性化等に広く役立てるために人流センサーを設置している。 人流データはセンサーを設置している当該事業者のみが収集できるものであり、本業務を実施できる唯一の事業者である。 当該事業者は、令和5年7月よりリアルタイムに来場数の把握や分析を行う本業務を受託しており、令和7年度においても引き続き実施するものである。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	振興課 (595-6282)
19	神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス周辺環境対策業務	2025年4月1日	(株)神戸フェリーセンター	16,656	(株)神戸フェリーセンターは三宮フェリーターミナルの指定管理者として、開設以来一貫してその運営に携わり、第3突堤全体の貨物搬出入の管理誘導を確実・効率的に行っている。第3突堤の管理を行う(株)神戸フェリーセンターが、一体的にその基部の車両の交通誘導・不法駐車の排除を行うことにより、人員の効率的な配置、運営が可能となり、フェリー発着や周辺道路の状況に応じた迅速で適切な業務が遂行できる。 神戸ポートオアシスについては、指定管理者による管理が行われているが、周辺歩道・道路については、対象外となっている。神戸ポートオアシス周辺の違法駐車から生じる大きな混乱を回避し、港湾機能を維持し、清掃等周辺環境対策を行うには、第3突堤及びその基部の管理・誘導業務の密接な連携とフェリー発着や周辺道路の状況に応じた迅速で適切な対応が必要であることから、長年、三宮フェリーターミナル運営の実績を持つ(株)神戸フェリーセンター以外にその業務を実施できる団体がないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	経営企画課 (595-6268)
20	中突堤中央ビル南館跡地広場管理業務	2025年4月1日	神戸港 "U" パークマネジメント共同事業体	5,460	「令和5年度神戸港ウォーターフロントエリア指定管理者応募要領」において、中突堤中央ビル南館跡地の暫定広場（以下、「広場」）はメリケンパーク～ハーバーランド広場の中央部に位置し、人流の結節点となる場所であり、当該広場を含む再開発事業が本格化するまでの暫定的な事業として、選定された指定管理者が本市と細目協議の上、メリケンパーク等の指定管理施設等と一緒に賑わい創出事業を実施することとしている。 上記細目協議の結果、「中突堤中央ビル南館跡地広場の維持管理及び賑わい創出に関する協定（以下、「協定」）」を指定管理者と締結し、広場の管理については本市が、また、賑わい創出事業については指定管理者がそれぞれ実施及び負担することとしている。 本業務は、広場の管理及び異常高温対策を行うものであり、メリケンパーク等の指定管理施設の利用状況やイベント開催等を考慮しながら、一体的に行うことが効率的である。また、天候の急変や賑わい創出事業等の現場状況にあわせてきめ細やかに業務を実施しながら、強風時等必要な場合には緊急的な対応を行うこと等が必須となる。 以上より、本業務を効率的かつ安全に行えるのは、神戸港ウォーターフロントエリア（メリケンパーク～ハーバーランド広場）の指定管理者であり、協定に基づき広場の賑わい創出事業を担う神戸港"U"パークマネジメント共同事業体以外にない。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	ウォーターフロント再開発推進課 (595-6307)
21	須磨海岸管理用通路の車両通行警備委託業務	2025年4月1日	(株)セブレ 2 4	16,280	委託先は、別途、海水浴期間の前後を含む期間について、令和7年度須磨海岸警備等業務を受託予定であり、夏期の繁忙期における車両通行警備業務は密接に関わることから、一連の対応を行うことにより、業務の合理的な遂行が期待できる。仮に別の事業者になると責任の所在を明確にすることはできない。 また、須磨海岸警備等業務においては、これまでの業務実績があることから、須磨海岸の特性を熟知し、漁業関係者、地元住民等への対応ノウハウも有しております、十分本業務を遂行することが可能であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	海岸防災課 (595-6322)

	案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (千円)	随意契約理由	根拠法令	問合先(直通TEL)
22	神戸空港島多目的広場及び西緑地駐車場管理運営業務	2025年4月1日	(株)こうべ未来都市機構	13,208	(株)こうべ未来都市機構は、海上アクセスターミナルや駐車場の管理運営など、一年を通して様々な業務を行っており、多目的広場及び西緑地駐車場管理運営業務を既存業務と一体的に行うことで、施設の警備、巡回点検、小修繕等の配置人員、勤務時間の縮減による経費の削減を図り、効率的な業務履行ができる。防災上の観点からも、利用者の速やかな把握及び避難誘導を実施するために両施設を同一の管理者が担うことが望ましい。 また、空港島内に社員が常駐する事務所を有しております、年間を通して、異常気象・災害発生時や急病人発生時などにおける臨機応変な対応を迅速かつ的確に行うことができる。 これらの理由により、(株)こうべ未来都市機構は本業務を確実かつ効率的に履行できる唯一の事業者である。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	空港整備課 (595-6269)
23	神戸空港第1・第2ターミナル間巡回バス運行業務	2025年4月18日	(株)こうべ未来都市機構	7,184	(株)こうべ未来都市機構は、第1ターミナルと海上アクセスを結ぶ島内巡回バスを運行している。当該巡回バスは、第2ターミナルの前を通り、1時間に2本程度運行しており、待機時間を活用することで、現行の運行に支障をきたさず第2ターミナルで停留することが可能である。また、現行の2本程度に加え、さらに2本程度の追加運行が可能であり、本業務を効率的かつ経済的に実施することができる唯一の事業者である。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	空港調整課 (595-6272)
24	令和7年度 神戸新交通システム施設詳細点検業務	2025年5月15日	神戸新交通(株)	110,000	技術基準対象施設の維持においては、維持管理計画等に基づき定期的に点検を実施する事が港湾法56条において定められており、神戸新交通システム施設の日常点検及び一般定期点検（鉄道法に基づく点検 2年に1回）においては、左記業者に実施依頼している。詳細点検は、供用期間中に一回実施する必要があり、震災復旧後30年近くになるため、令和6年度から2ヶ年で全線の詳細点検を行う計画にしており、本業務は、本市が所管しているポートアイランド線全線（令和6年度点検を行ったポートピア大橋・ポートターミナル駅・中公園駅を除く）と六甲アイランド線のアイランド北口駅舎部（令和6年度未点検箇所）を対象としている。本業務の履行に当たっては、新交通システムの運行管理との調整を図る必要があり、軌道敷き内に立ち入りを行わなければならない作業が多々あり、新交通システムの運行に支障の無いよう、迅速かつ安全に履行できるのは左記業者のみであるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	工務課 (595-6314)
25	神戸空港整備事業に伴う航行安全対策検討業務	2025年5月28日	(公社) 神戸海難防止研究会	12,925	委託先は、第5管区海上保安本部管轄区域における、船舶の航行安全を確保するために設立された、唯一の公益法人である。また、当団体は、現状の神戸港の航行船舶データを把握しており、湾岸道路をはじめとする様々な事業に伴う航行船舶の安全対策について知見を有している。よって、神戸空港周辺の航行安全対策にかかる検討にあたっては、船舶の航行安全について豊富な知識と経験を持ち、同業務を行うことの出来る唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	空港整備課 (595-6269)
26	令和7年度メリケンパークにおける異常高温対策実施業務	2025年6月20日	神戸港 "U" パークマネジメント共同事業体	3,314	神戸港ウォーターフロントエリア（メリケンパーク、ハーバーランド広場等）の管理運営業務については、令和6年4月1日より指定管理業務として、神戸港 "U" パークマネジメント共同事業体が業務を行っている（期間は令和11年3月31日まで） 本業務は、メリケンパークにおける異常高温対策を実施するものであり、本業務を効率的・効果的かつ安全に実施するためには、日常的にメリケンパークの利用状況や施設環境を熟知していること、天候の急変やイベント開催等の現場状況にあわせてきめ細やかに業務を実施しながら強風時等必要な場合には緊急的な対応を行うこと等が必須となる。 当該事業者は、指定管理者としてメリケンパークの管理運営を担っていることから、本業務を効率的・効果的かつ安全に実施できる唯一の事業者である。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	ウォーターフロント再開発推進課 (595-6307)
27	神戸空港第2ターミナル荷捌場改修他設計業務	2025年7月29日	(株)梓設計 関西支社	22,065	本業務では、第2ターミナルにおける国内線手荷物荷捌場の改修等にかかる設計業務を行う。 本業務においては、既存部分の改修の設計を行うことから、空港施設の機能及び運用方法を十分に理解していることはもとより、当該施設の特性やセキュリティを熟知し、高度かつ専門的な検証及び提案、円滑な調整を行うことが求められる。 (株)梓設計は、第1ターミナル及び第2ターミナルの設計者であり、この目的を最も効果的かつ確実に遂行できる事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	空港整備課 (595-6269)
28	固定資産管理システム稼働環境構築業務	2025年9月3日	(株)日立システムズ関西支社	2,508	本市において使用している固定資産管理システムは、(株)日立システムズのパッケージを採用し、港湾事業会計用に構築したものである。現行PCの老朽化に伴い、ミドルウェアのバージョンアップを行ったうえで新PCへの移行するにあたっては、開発者以外の事業者に依頼することが不可であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	経営企画課 (595-6266)